

令和 8 年 8 月 3 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

予防接種事務デジタル化に係る法令の建付けの明確化及び方針の再整理について

予防接種事務のデジタル化（以下、デジタル化という。）について、以下のとおり法令の建付けを明確化するとともに、厚生労働省と本会で協議のうえ、今後のデジタル化の方針を再整理しましたのでお知らせいたします。

- 法令の建付け

今般のデジタル化において、法令上の義務が生じるのは国及び自治体であり、医療機関に義務が生じるものではありません。

- 方針の再整理

デジタル化の最大の目的は接種記録のデジタル化であることから、まずは接種記録の登録の事務のみデジタル化することを基本とします。医療機関においては、可能であればデジタル化にご協力することとします。なお、令和 8 年度開始自治体など、既に郡市区医師会と自治体において十分話し合い、取組を進めているものを妨げるものではありません。

上記を踏まえ、本会では、医師会向け説明会を早い時期に開催することを検討しております。詳細が確定しましたら改めて通知にてご連絡いたします。

なお、方針の再整理については、8 月 3 日（月）に厚生労働省が開催した自治体向け説明会でも周知されていることを申し添えます。自治体向け説明会で使用された資料のうち、法令の建付けと方針の再整理に関する部分をご参考に添付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

はじめに 予防接種事務のデジタル化に係る法令の建付け

- 今般のデジタル化では、自治体については厚労大臣へ定期の予防接種等の実施状況等に関する情報の提供義務があるものの、医療機関についてはデジタル化に必要な環境整備を求められる法令上の義務はないところ、各地域でのデジタル化は、これまでの各地域での予防接種の実施状況も踏まえ、地域医師会や医療機関等との協議に基づき進めていただきたい。

【医療機関・地域医師会へのご説明にあたり留意いただきたい事項】

- 自治体については厚労大臣へ定期の予防接種等の実施状況等に関する情報の提供義務があるものの、**医療機関についてはデジタル化に必要な環境整備を求められる法令上の義務はない**ことをお伝えいただきたい。
- ※ 併せて、後述のとおり、医療機関に対する義務ではないが、医療機関において**接種記録の登録をデジタルで行っていただく**と、タイムリーな記録反映と医療機関の請求がスムーズになるメリットがある一方、負担が増えるデメリットも見込まれるので、**可能であればご協力いただきたい**旨を伝えていただきたい。

○予防接種法

(電子対象者確認)

第六条の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たっては、**電子対象者確認の方法**により、当該定期の予防接種等を受けようとする者が当該定期の予防接種等の対象者であることの確認を行うことができる。

2 (略)

(予防接種済証)

第七条の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、予防接種済証を交付し、又はその内容を記録した**電磁的記録**(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。第九条の三及び第二十五条において同じ。)を提供しなければならない。

(予防接種の有効性及び安全性の向上に関する厚生労働大臣の調査等)

第二十三条 厚生労働大臣は、定期の予防接種等による免疫の獲得の状況に関する調査、定期の予防接種等による健康被害の発生状況に関する調査その他定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、定期の予防接種等の実施状況に関する情報その他の前項の規定による調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

※ **自治体から国への情報提供義務**

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び研究の実施に関し必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供するよう求めることができる。

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

(標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用)

第八条 地方公共団体情報システム(=自治体における健康管理システム)は、標準化基準に適合するものでなければならない。

※ 健康管理システムの標準化基準については、今般、省令・告示において定めたところ。あわせて、予防接種事務のデジタル化に必要な機能の実装期限を令和10年4月1日と定めたところ(7月27日公布)。

デジタル化の方針の再整理について

- 今般、今後のデジタル化の方針について以下のとおり再整理を行ったことから、医師会・医療機関等とは本方針を踏まえた上で、適切に協議を進めていただきたい。

- 今般のデジタル化の最大の目的は、接種記録のデジタル化であり、これを確実に推進するために、以下のとおり方針を再整理を行った。（接種記録のデジタル化によるメリットは「（参考）接種記録をデジタル化するメリット」のとおりに）
- これまで厚生労働省では、マイナンバーカードでの本人確認、デジタル予診票の利用、接種記録の登録、請求支払と、全ての事務を医療機関でデジタル化対応していただけるよう、システム構築及び運用の検討を進めてきたところ。
- しかしながら、医療機関ではデジタル予診票を利用することで、受付時⇒予診票確認時⇒ワクチン準備時⇒医師による問診・接種時等の各場面で端末を用いて作業する必要が生じ、院内での業務フローの大幅な見直しが余儀なくされ、医療機関の業務負荷が大きくなるという課題が生じていた。
- このため、デジタル予診票を用いた事務フローに無理に変えていただくよりは、紙予診票による事務は変えることなく、当面の間は、まずは接種記録の登録の事務のみデジタル化していただくことを基本とする。

（「（参考）「デジタル化の方針と医療機関での対応について」医療機関でのバーコード読取による接種記録の登録について」参照）